

募集要綱に関する質問回答書

「燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業」の募集要綱に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
19	10	3	2	2)	4)	応募者の構成	設計・建設共同企業体は乙型の共同企業体と考えていますが、よろしいでしょうか。	甲型、乙型の指定はしません。JVの組成方法はご提案ください。
23	11	3	2	4)		応募者の構成	設計・建設JVの結成は、構成企業の自由（甲型、乙型は問わない）であるとの理解で良いでしょうか。	No.19の回答のとおりです。
24	11	3	2	7)		応募者の構成	統括責任者は建設期間中は常駐せず、別に設置する現場代理人を連絡窓口に設置することを認めてもらえますでしょうか。	統括責任者の現場常駐義務はありません。また、募集要綱3.2.6) のとおり、本組合の承諾を得た上であれば、主な連絡窓口を別に定めて差し支えありません。
35	20	4	4	3)		機械設備企業に必要な資格要件	「本事業の施工にあたって、上記3) に掲げる者のほか建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。」とありますが、3)及び4)は兼任できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	21	4	5	3)		電気設備企業に必要な資格要件	監理技術者については、工場製作期間中と現場工事期間をそれぞれ分けて選任することが可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	21	4	5	4)		電気設備企業に必要な資格要件	現場代理人の配置は、電気設備工事の建設期間中のみ配置することは認めて頂けますでしょうか。	現場代理人の配置は、電気設備工事に限らず全ての工事に配置が必要です。

38	21	4	6	3)	<p>受託水道業務技術管理者の配置</p>	<p>維持管理企業に必要な資格要件として、「水道技術管理者（水道法第19条に定めるものをいう。）の資格を有するものを受託水道業務技術管理者としてSPCに配置できること」、との記載があります。SPC構成企業のうち「維持管理企業から受託水道業務技術管理者を配置する」要件と推察いたしますが、SPCの20年間にわたる経営責任を負う企業は機械企業であるため、「SPCの経営責任」と「水道法上の責任」を負う企業が一致しないこととなります。長期の運営期間中、不都合が生じる可能性もあることから、受託水道業務技術管理者は「SPCの代表企業から配置」または「SPCの構成員のどの企業から配置しても良い」が適切と考えるため、募集要項の変更をお願いいたします。</p>	<p>維持管理企業に限定せず、SPCとして1名配置できればよいものとします。 募集要綱を変更します。</p>
39	21	4	6	3)	<p>維持管理企業に必要な資格要件</p>	<p>SPCの運営上、浄水施設の機械設備企業が水質等の要求水準を遵守するための浄水プロセスの設計・施工を代表企業という立場で実施することから、第三者委託上、機械設備企業から水道技術管理者（水道法第19条に定める者をいう。）の資格を有する者を受託水道業務技術管理者としてSPCに設置することは可能でしょうか。</p>	<p>No.38の回答のとおりです。</p>

提出書類作成要領及び様式集に関する質問回答書

「燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業」の提出書類作成要領及び様式集に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
13						様式 I -6	応募者の協力企業一覧表について、協力企業とは、募集要綱P11 3.3事業スキームには必要に応じて下請契約となっています。参加表明時に提出は不要と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 募集要綱及び提出書類作成要領及び様式集を変更します。

設計・建設業務請負契約書（案）に関する質問回答書

「燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業」の設計・建設業務請負契約書（案）に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	条	項	号	目			
4	6	17	1			統括責任者	統括責任者は、代表企業である機械設備工事企業から専任で1名配置することが必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
5	6	17	1			統括責任者	統括責任者は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者はこれを兼ねる事が出来ますか。	統括責任者が代表企業である機械設備工事企業から配置されることを考えると、機械設備工事期間については、統括責任者と現場代理人並びに主任技術者及び監理技術者の兼任が可能です。 募集要綱を変更します。
6	6	17	1			統括責任者	工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を応募者の代表企業（機械設備企業）から配置することになっておりますので、設計建設JVの代表者は、全体工程期間での工事を担う（技術者を配置する）土木建築企業が務めるのが一般的であると考えますが良いでしょうか。	設計・建設JVの代表企業は、応募者の代表企業と同一とします。
7	7	21	1	(1)		現場代理人	現場代理人について、設計期間と工事期間で別の技術者を立てることは可能でしょうか。	設計期間における現場代理人の配置は不要です。
8	7	21	1	(1)		現場代理人	本事業の設計・建設特定JVは、異業種の集合体であるため、分担施工型（乙型）での運営が一般的かと推察いたします。その場合、特定JVの監理技術者及び現場代理人は、統括管理責任者の下、各分担工種毎の企業が、監理技術者及び現場代理人の現場常駐期間を組合殿と協議の上決定する、という、理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。